

裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について

昭和60年12月28日経監第71号高等裁判所
事務局長、地方、家庭裁判所長あて経理局長依命
通達

改正 平成7年3月31日総監第43号

標記の運用については、昭和43年6月10日付け最高裁経監第40号事務総長依命通達「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」に定めるもののほか、昭和61年1月1日から下記によってください。

なお、昭和43年6月10日付け最高裁経監第41号経理局長依命通達「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」は、昭和60年12月31日限り、廃止します。

記

1 第1条関係

「庁舎等」には、宿舍は含まれない。

2 第2条関係

(1) 第2項の協議は、原則として、事実上の使用区分を前提とするものとするが、共用部分等については、協議の上共管とすることができる。

(2) 支部等における(1)の協議は、第4項による代理者においても行うことができる。

(3) 第4項による委任は、原則として、高等裁判所の支部に限り行うものとし、その他の場合には、同項の代理により処理するものとする。

3 第4条関係

「必要な事項」とは、例えば次のようなものである。

門扉の開閉時刻、施錠設備の整備、施錠状況の監視、各室のかぎの授受の確認方法、かぎの保管場所、守衛の組の編成及び勤務時間並びに巡視の時間、場所及び方法

4 第5条関係

(1) 「管理者が指定する場所」とは、例えば次のような場所をいう。

屋上、診療所及び貯油場

(2) 管理者は、立入禁止の場所を明らかにするため、当該場所にその旨を表示するものとする。

5 第6条関係

敷地に余裕のある場合においても、裁判所に所用のない者の駐車は、許可しないものとする。

6 第7条関係

(1) 「その他これらに類する行為」には、勧誘、寄附の募集及び契約の仲介が含まれる。

(2) 庁舎等の一部に施設を設けて物品の販売等を行う場合の許可は、短期間である場合においても、国有財産法第18条第3項の規定による。

(3) 許可の手続は、許可申請者から別紙様式第1による販売等許可申請書2部を提出させ、その許可否は、申請書1部に管理者がその旨を記載して申請者に交付して行うものとする。

なお、第9条所定の条件を付す場合には、申請者に交付する前記の許可書に条件を記載するものとする。

7 第8条関係

許可の手続は、別紙様式第2による使用許可申請書を用いるほか、6の(3)に準じて行うものとする。ただし、前記の申請書の提出期限は、使用開始時の72時間前までとする。

8 第10条関係

掲示板は、国費で設置するものとする。この場合、掲示板は、既存のついで等で掲示板として利用できるものがあるときは、これを利用するものとする。

9 第12条関係

(1) 第1項第8号の「裁判所」には、管理者も含まれる。

(2) 第1項第8号の適用に当たっては、事前に報道関係者と十分に連絡及び調整を図るものとする。

(3) 第1項第11号の「庁舎等の管理に支障がある行為をし、又はしようとする者」とは、例えば次のような者をいう。

- ア 職員の事務の妨害となる行為をし、又はこれをしようとする者
- イ テント、縄張り、くいその他これらに類する施設を設置し、又は設置しようとする者
- ウ 許可を受けなければならない行為を許可を受けないでし、又はこれをしようとする者
- エ 許可に付された条件に違反した者

10 第13条関係

第1項第6号の「庁舎等の管理に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある物」とは、例えば次のような物をいう。

許可を受けないで設置されたテント、縄張り及びくい

11 第14条関係

許可の手続は、別紙様式第3による火気使用許可申請書を用いるほか、6の(3)に準じて行うものとする。

12 第16条関係

消防法第8条の防火管理者は、この規程の運用については、庁舎管理者の補助者とする（昭和36年9月4日付け最高裁経監第73号経理局長通知「消防法第8条の規定による防火管理者の選任について」参照）。

13 第17条関係

「必要な事項」とは、例えば次のようなものである。

通報しなければならない官公署、通報手段及び通報担当職員

(別紙様式第1)

販売等許可申請書

年 月 日

殿

申請者

(住所)

(電話)

(氏名)

Ⓢ

裁判所の庁舎等の管理に関する規程第7条に基づき、下記により許可の申請をします。

記

1 申請に係る行為

2 場所

3 日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

4 申請に係る行為に従事する者

(氏名)

(年齢)

歳(性別)男、女

5 その他

この申請は、下記の条件を付して許可する。

この申請は、許可しない。

記

年 月 日

(管理者)

Ⓢ

(別紙様式第2)

使用許可申請書

年 月 日

股

申請者

(所属局課名又は住所)

(電話)

(氏名)

Ⓢ

裁判所の庁舎等の管理に関する規程第8条に基づき、下記により許可の申請をします。

記

1 使用場所

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

4 人員

5 使用責任者

6 その他

この申請は、下記の条件を付して許可する。

この申請は、許可しない。

記

年 月 日

(管理者)

印

(別紙様式第3)

火 気 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

取

申請者

(所属局名又は住所)

(電話)

(氏名)

印

裁判所の庁舎等の管理に関する規程第14条第1項ただし書に基づき、下記により許可の申請をします。

記

- 1 火気使用場所
- 2 使用する火気(火器)
- 3 火気使用目的
- 4 使用期間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

- 5 使用責任者
- 6 その他

この申請は、下記の条件を付して許可する。

この申請は、許可しない。

記

年 月 日

(管理者)

印